

# 議会改革推進会議

## 第5回会議 次第

日時：令和4年2月14日(月)10:00～  
場所：議事堂第3委員会室

### 1 開 会

### 2 協議及び報告事項

#### (1) 議会広報の充実について

広報編集委員会の取組状況

#### (2) 議会におけるITの活用の推進について

IT活用検討委員会の取組状況

#### (3) 提出予定議案協議会について

#### (4) 意見書の審議について

#### (5) 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果について

#### (6) 富山県議会委員会条例の改正について

#### (7) 令和3年度行動計画の進捗状況について

### 3 その他

### 4 閉 会

#### <資料>

- ・資料1 令和4年度の県議会広報紙の発行について
- ・資料2 富山県議会タブレット端末の試行導入に係る基本方針(案)
- ・資料2-2 今後のスケジュール及び検討課題等
- ・資料2-3 タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱いについて
- ・資料3 提出予定議案協議会の取扱いについて
- ・資料4 意見書の審議について
- ・資料5 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果について
- ・資料6 富山県議会委員会条例の一部改正について
- ・資料7 令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

## 令和4年度の県議会広報紙の発行について

令和4年2月14日  
広報編集委員会

### 1 事業の概要

#### (1) 令和4年度の取り組み

- ① 今年度発行した「TOYAMAジャーナル（創刊号）」をベースに年1回発行し、県議会HPにも掲載する。
- ② 今年度同様、公民館・コミュニティセンター、図書館、市役所・市町村議会などの主要施設に配架し、なるべく多くの県民に手に取ってもらえるよう工夫を凝らす。
- ③ 若者の主権者教育に活用してもらうため、県内の高校生に配布すると共に、今年度私立高校2校で実施した出前講座を、来年度は対象校の枠を県立高校まで広げ、実施を検討する。  
また、今年度同様、県議会議員と高校生との座談会等を検討。
- ④ インターネットの各種媒体を使ったプッシュ型の広告を行い、県議会HP及び掲載の広報紙のPRを行う。  
また、議会広報についてアンケート調査を行い、改善を図る。

#### (2) 令和5年度以降の取り組み

アンケート調査等を基に、令和4年度の取り組みを検証する。

- ・回数
- ・配布方法等
- ・広報テーマ
- ・広報ターゲット など

### 2 予算額

議会広報紙発行・広告・アンケートの実施

約480万円

## 富山県議会タブレット端末の試行導入に係る基本方針（案）

### 1 端末の貸与

- (1) 管理者（議会事務局）は、全ての議員に対し、在任期間中、県の備品であるタブレット端末（1人当たり1台）を貸与する。
- (2) 議員は、貸与されるタブレット端末を、紛失、盗難、破損又は故障が発生しないよう適切に管理しなければならない。

### 2 端末の利用範囲等

- (1) 議員は、端末を議会活動（富山県議会議事堂外の活動を含む。）に使用するものとする。
- (2) 議員は、次に掲げる会議において、電磁的記録の閲覧、作成若しくは保存又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするため、使用することができるものとする。

- ① 本会議
- ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
- ③ 正副委員長会議及び全員協議会
- ④ 議長が必要と認める会議

### 3 会議において使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿作成のためのワードプロセッサ機能
- (2) 議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

### 4 会議に際しての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話を行わないこと。
- (2) 撮影、録音、録画、配信を行わないこと。
- (3) 会議とは関係ない目的で利用しないこと。
- (4) 音声又は操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないよう配慮すること。
- (5) 画面表示が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (6) 議員が、前各号に掲げる行為を行ったときは、議長又は会議の長が注意を行うものとし、当該注意によっても行為が改められない場合は、タブレット端末の使用を停止させることとする。

### 5 端末の管理等における遵守事項

- (1) 端末を自己の責任を持って管理しなければならない。
- (2) 端末を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与してはならない。
- (3) 貸与時に端末本体に設定されているパスワード等を変更してはならない。
- (4) 議会活動に必要なアプリケーションソフトを端末にインストールしようとするときは事前に議長に届出なければならない。なお、インストールしたアプリケーションに起因する事故等が発生した場合は、まずは、議員がその責任を負うものとする。
- (5) 会議前の充電や、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行わなければならない。
- (6) 他者の個人情報を端末の記憶領域に保存してはならない。
- (7) 情報の外部との送受信に際しては、個人情報の保護に留意し、細心の注意を払わなければならない。

### 6 事故等への対応

議員は、タブレット端末を紛失等したときは、ただちに議会事務局へ連絡しなければならない。

## 今後のスケジュール及び検討課題等

## 1 今後のスケジュール（案）

- ・令和4年3月まで
  - ・富山県議会委員会条例の改正（傍聴許可制の廃止）
  - ・タブレット端末試行導入に係る基本方針の策定（議長決裁）
  - ・タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱  
→ 議会改革推進会議、議会運営委員会での了承
  
- ・令和4年4月から
  - ・タブレット端末操作説明会の実施（基本動作、パスワード等）
  - ・随時、IT活用検討委員会の開催  
→ ペーパーレス会議を試行し、課題等の整理・検討  
→ 随時、議会改革推進会議へ報告
  
- ・令和4年6月から
  - ・本会議、常任委員会でのタブレット端末の試行的利用
  - ・予算特別委員会で資料説明用にデジタルサイネージを利用
  - ・会議録等電子データの提供（希望議員）
  
- ・令和5年3月まで
  - ・富山県議会会議規則の改正（電子媒体による資料配付）
  - ・富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（オンライン委員会等を行った場合の費用弁償の取扱等）
  - ・請願・陳情処理要綱の改正
  - ・タブレット端末の使用に関する要綱の制定
  - ・情報通信技術を活用した委員会の実施等に関する要綱の制定
  - ・先例の見直し（タブレット端末の本会議等への持ち込み）  
→ 議会改革推進会議、議会運営委員会での了承
  
- ・令和5年4月から タブレット端末の本格利用の実施

## 2 主な検討課題（案）

## (1) 予算特別委員会における資料配付ルール等

大会議室に資料説明用のデジタルサイネージ（2台）を導入することから、議員からの資料提供ルール等を検討（データの保存形式（PDF等）や提出期限等）  
→ 印刷、配付業務の軽減

## (2) オンライン委員会

試行的に議事堂内においてオンラインによるIT活用検討委員会を実施し、課題等を整理（映像、音声の事故対応、準備行為）

## (3) その他

令和 4 年 2 月 14 日  
議会事務局議事課

## タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る当面の取扱いについて

### 1 現状【タブレット端末等の持ち込みに係る先例】

本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン（タブレット端末等を含む。）の持ち込みは自粛する。ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机上に置かないこととする。

（平成 25 年 3 月 25 日 議運申し合わせ）

### 2 令和 4 年度（試行期間）中の取扱い（案）

議会で導入するタブレット端末及び説明員（執行部職員）が持ち込むパソコンについては、令和 4 年度の試行期間中は、この先例の例外的取扱いとすることで、議会運営委員会において協議する。（各会派代表者会議でも概要を説明）

なお、試行状況を踏まえて、令和 5 年 3 月までに先例の見直しをする。

令和4年2月14日  
議会事務局議事課

## 提出予定議案協議会の取扱等について

前回の会議における各会派の発言要旨や執行部の意見は、次のとおりです。

### 1 提出予定議案協議会の取扱いに係る各会派の意見

#### ○自民党：現行どおり

定例会前の常任委員会も現行のとおりでよい。定例会前の常任委員会で付議予定案件について説明を受けることで本会議や予算特別委員会での質疑を時間をかけて準備できる利点がある。議案の趣旨や背景を確認したいのであれば協議会の開催を求めればよい。

#### ○立憲民主党・県民の会：現行どおり

定例会ごとの全員協議会の開催や常任委員会の資料の事前配付についても検討が必要である。

#### ○公明党：現行どおり

議案に関して踏み込んだ説明を求めたい場合は、協議会の開催を求めればよい。

#### ○会派至誠：現行どおり

#### ○自民党新令和会：見直しが必要

定例会前の常任委員会に代えて、定例会開会後から代表質問までの間に常任委員会を開催してほしい。

#### ○日本共産党：見直しが必要

定例会前の常任委員会に代えて、提案理由説明日の午後若しくはその翌日に常任委員会を開催してほしい。

### 2 執行部の意見

定例会の日程等については、これまでの実績や諸行事の開催も考慮の上、対処している。

議案説明のため、議案調査日などを充てることは、庁内の調整等が難しい。

## 意見書の審議について（案）

## 1 趣旨

意見書の審議については、議会傍聴者等の利便性を図るため、先の9月定例会から傍聴者に意見書議案を配付したほか、議会ホームページにも掲載しているが、他県の事例も参考に次の事項について引き続き検討を行うもの。

## 2 検討事項

## (1) 議案番号に加えて議案名の読み上げの実施

議長による議題とする時又は採決する時に議案名称の読み上げ

## (2) 職員による意見書朗読の廃止

職員の朗読は、議案を事前配付していない場合又は議案が緊急上程され配付する暇がない場合に行うものである。（議案を事前配付していない場合の例：議員辞職願）

## (3) 議運メンバー等による提案理由説明の実施

会派で提出する意見書と同様に、議運メンバーで提出する意見書についても委員長から氏名された委員又はオブザーバーが提案理由説明を行うもの。

## 3 東海北陸7県及び富山市、高岡市の状況（各県照会）

- ・議案名の読み上げ 議題とする時 4県1市、採決する時 2県、両方1市
- ・議員による提案理由説明あり 3県2市
- ・職員による朗読あり 富山県のみ

区分	議案名の読み上げ		議員による提案理由説明				意見書本文の朗読	
			全会派合意のうえ提出される意見書		一部会派から提出される意見書			
	有無	読み上げ時	有無	説明者	有無	説明者	有無	朗読者
富山県	×		×		○	提出会派の議員	○	職員
石川県	○	議題とする時	×		×		×	
福井県	○	採決する時	○	通告があった場合 提出会派の議員 (提出に至った経緯、 内容等を説明)	○	通告があった場合 提出会派の議員	×	
愛知県	○	議題とする時	○	議会運営委員から選出された議長補助の進行係2名(任期2年)で分担 (提出に至った経緯、 内容等を説明)	○	提出会派の議員	×	
三重県	○	議題とする時	×		×		×	
静岡県	○	議題とする時	×		(全会派一致したもののみ提出)		×	職員が件名のみ読み上げ
岐阜県	○	議題とする時	○	意見書の内容が関係する委員会の委員長 (提出に至った経緯、 内容等を説明)	○	提出会派の議員	×	
富山市	○	議題とする時	○	意見書を審議する委員会委員の中で順番に選定 (案文の朗読を持って 提案理由説明とする)	○	提出会派の議員	×	
高岡市	○	議題とする時及び採決する時	○	意見書を審議する議会運営委員会の委員長 (案文の朗読を持って 提案理由説明とする)	○	提出会派の議員	×	

## <参考> 議案名の読み上げ例（各県の議事録から抜粋）

### ○議題とする時

【石川県】 議案第○号○○を求める意見書、同じく第△号△△を求める意見書を一括して議題といたします。

【三重県】 意見書案第○号○○を求める意見書案、意見書案第△号△△を求める意見書案、意見書案第□号□□を求める意見書案を一括して議題といたします。

【富山市】 議員提出議案○号、議員提出議案△号、以上2件を一括議題といたします。

これより、議員提出議案○号○○を求める意見書の件を○○君から提案理由の説明を求めます。（○○議員 議員提出議案○号○○を求める意見書については、案文の朗読を持って提案理由の説明といたします。）

次に、議員提出議案△号△△に関する意見書の件を△△君から提案理由の説明を求めます。

### ○採決する時

【福井県】 発議第○号○○を求める意見書案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

### ○両方で読み上げる時

【高岡市】 議員提出議案第○号を議題といたします。

議員提出議案第○号○○を求める意見書について、○○君より提案理由の説明を求めます。

（中略）

これより、採決を行います。

議員提出議案第○号○○を求める意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

## 4 事務局案

### (1) 採決する時に議長により議案名の読み上げを実施

議会傍聴者等がわかりやすいタイミングに実施する。

### (2) 全会派合意した意見書について議員による提案理由説明の実施（職員による朗読の廃止）

議会運営委員長から指名を受けた委員等が、一部会派から提出される意見書と同様に提案理由を説明する。（机上に配付されている提案理由を説明）

例) 議員提出議案第 10 号を議題といたします。

議員提出議案第 10 号について、提案理由の説明を求めます。

○○ ○○ 君。

（ 提案理由の説明 ）

お諮りいたします。議員提出議案第 10 号については、

この際、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

これより採決いたします。

議員提出議案第 10 号 災害対策に関する国家予算の大幅な拡充を求める意見書については、

原案のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、以上の議案は原案のとおり可決されました。

## 5 今後の対応

議会改革推進会議においてご了解が得られれば、議会運営委員会で取扱を協議し、議員各位に周知の上、新年度の定例会から実施することとする。

令和4年2月14日  
議会事務局総務課

## 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の報告

1 対 象：全議員

2 実施期間：12月15日（水）から24日（金）

3 回答者：8名

4 回答内容

(1) 災害時の避難や議会運営などの方法について、課題や今後改善が必要と思われる点などございましたら、ご記入願います。

①災害時の避難について

- ・スムーズな点呼方式の改善
- ・リーダーは初動対応が大事なので状況把握をし、誘導等は大きな声でスピード感をもって指示を！
- ・席の下に入ることができない
- ・椅子の動く範囲に限界があり、机の下に入るのは困難と感じた
- ・座布団を常に持参すればよいのでは
- ・地震の場合、外への退避が原則ではないか

②議会運営について

- ・「緊急の場合は議運メンバー全員ではなく、各会派から1名以上出席であれば開催できる。あるいは全員一同ではなく個別に電話で了解を取り付けることが可能である。」など、取り決めがあってもよいのでは

③その他

- ・参集訓練等を定期的実施すべき
- ・職員の方が点呼をしていたが、建物が損壊するような災害の場合は型どおりには行かない。東日本大震災、阪神淡路大震災を経験した地区で、避難や議会運営をどうしていたか、知っておく必要がある

(2) その他お気づきの点などございましたら、ご記入願います。

- ・電源消失のリスクはあるか
- ・壁、天井の崩壊リスクのある個所はあるか

5 アンケート結果を踏まえた次年度以降の対応

- ・避難訓練を継続的に実施（年1回程度）
- ・アンケート結果を参考にして、今後の実施方法等改善策を検討

令和 4 年 2 月 14 日  
議会事務局議事課

## 富山県議会委員会条例の一部改正について（案）

### 1 改正の理由

令和 4 年 11 月定例会から常任委員会を本会議等と同じくインターネットで録画配信するため、令和 4 年 6 月定例会から先行して、傍聴の許可制を廃止し、原則、公開とするもの。

### 2 改正事項

現行	改正案
<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第 14 条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u></p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>	<p>(委員会の公開等)</p> <p>第 14 条 委員会は、<u>原則として公開する。</u></p> <p>2 同左</p> <p>参考：議会基本条例第 19 条第 1 項</p>

※ただし、撮影、録画をする場合は、本会議同様に事前に許可を要することとする。

### 3 改正までのスケジュール

- ・ 1 月 24 日（月）議会運営委員会において改正概要の説明（済）
- ・ 2 月 14 日（月）議会改革推進会議（第 5 回）において決定
- ・ 3 月 9 日（水）議会運営委員会において改正文（案）を説明
- ・ 3 月 23 日（水）議会運営委員会において改正文（案）の確認
- ・ 3 月 24 日（木）本会議に条例案を提出、採決

### 4 条例改正に伴う先例の見直し

条例改正に併せて、傍聴許可に係る次の先例を廃止する。

現行	改正案
<p>(傍聴許可)</p> <p>委員会の傍聴許可は、委員長が委員会にはかって決める例である。</p>	廃止

令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

令和4年2月14日現在

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>1 議会基本条例に基づく議会運営</p>	<p>○令和3年5月24日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定</p>	
<p>2 住民との情報共有の推進</p> <p>(1) 議会広報の充実</p> <p>議会の活動を広く知ってもらうため、昨年度の試行発行で評判の良かった雑誌型広報紙を年1回発行し、公民館やコミュニティセンター、図書館等、県内の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載するなど、なるべく多くの県民の目に触れるようにする。</p> <p>また、新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため県内高校生に広報紙を配布するほか、生徒等の政治参加意識を向上するため、議員との座談会等の実施について検討する。</p> <p>さらに、議会ホームページのPRを行うため、SNS等を活用したプッシュ型広告を配信し、併せて議会広報や議会活動についてWEBにおけるアンケート調査を行うなど、引き続き次年度以降の広報のあり方を検討する。</p>	<p>○令和3年6月に雑誌型の議会広報紙「TOYAMAジャーナル創刊号」を発行し、県議会HPにも掲載した。</p> <p>配布先…県内高等学校、公民館・コミュニティセンター等 配付部数…約42,500部</p> <p>○主権者教育の推進として</p> <p>①高校生への議会広報紙の配付</p> <p>②高校生との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 高校生とやま県議会（R3.8.10）</li> <li>・第2回 高校生とやま県議会（R3.10.21）</li> </ul> <p>③高等学校での「出前講座」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 荒井学園新川高等学校（R3.10.20）</li> <li>・第2回 荒井学園高岡向陵高等学校（R4.2.8）</li> </ul> <p>④「富山県青年議会」合同学習会への参加（R3.8.21）</p> <p>○インターネットの各種媒体を使ったプッシュ型の広告を行い、県議会HP及び掲載の広報紙をPRするとともに、広報紙についてWEBアンケート調査を実施した。</p> <p>アンケート調査期間…R3.6.14～8.31 回答件数…125件</p>	<p>○今年度発行した「TOYAMAジャーナル創刊号」をベースに年1回発行し、県議会HPにも掲載する。</p> <p>○今年度同様、公民館・コミュニティセンター、図書館、市役所・市町村議会などの主要施設に配架し、なるべく多くの県民に手に取ってもらえるよう工夫を凝らす。</p> <p>○若者の主権者教育に活用してもらうため、県内の高校生に配布すると共に、今年度私立高校2校で実施した「出前講座」を、来年度は対象校の枠を県立高校まで広げ、実施を検討する。</p> <p>今年度同様、県議会議員と高校生との座談会等の実施を検討する。</p> <p>○インターネットの各種媒体を使ったプッシュ型の広告を行い、県議会HP及び掲載の広報紙のPRを行う。</p> <p>議会広報紙についてアンケート調査を行い、改善を図る。</p> <p>&lt;R4予算案&gt; 議会広報紙発行・広告・アンケートの実施に係る経費約480万円</p> <p>【令和5年度以降の取組み】</p> <p>○アンケート調査等を基に、令和4年度の取組みを検証（発行回数、配布方法、広報テーマ、広報ターゲットなど）</p>

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果	今後の方向性																				
<p>(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信            常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、費用対効果も踏まえ委員会の運営について引き続き検討する。</p>	<p>○令和2年度、未実施であった教育警務、地方創生産業、県土整備農林水産委員会の録画配信を試行</p> <table border="1" data-bbox="656 331 1442 587"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員会</th> <th>開催日</th> <th>集計期間</th> <th>視聴件数 (1日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>県土整備農林水産</td> <td>6/8(火)</td> <td>6/9～9/7(91日間)</td> <td>234件(2.6件)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>教育警務</td> <td>6/11(金)</td> <td>6/14～9/7(86日間)</td> <td>123件(1.4件)</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>地方創生産業</td> <td>9/7(火)</td> <td>9/9～11/22(75日間)</td> <td>124件(1.7件)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)	第1回	県土整備農林水産	6/8(火)	6/9～9/7(91日間)	234件(2.6件)	第2回	教育警務	6/11(金)	6/14～9/7(86日間)	123件(1.4件)	第3回	地方創生産業	9/7(火)	9/9～11/22(75日間)	124件(1.7件)	<p>○全委員会の録画配信を実施（令和4年11月～）</p> <p>&lt;R4 予算案&gt;            録画・配信に要する経費（機器リース料等）  <u>約120万円</u></p> <p>○委員会条例の改正を行い、令和4年6月定例会から委員会の傍聴の原則自由化（ただし撮影、録音等は委員長の事前許可が必要）</p>
区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)																		
第1回	県土整備農林水産	6/8(火)	6/9～9/7(91日間)	234件(2.6件)																		
第2回	教育警務	6/11(金)	6/14～9/7(86日間)	123件(1.4件)																		
第3回	地方創生産業	9/7(火)	9/9～11/22(75日間)	124件(1.7件)																		
<p>3 住民参加の取り組み            政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換を実施する。            議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。</p>	<p>○高校生との意見交換会の実施（再掲）            ○高等学校での「出前講座」の実施（再掲）</p>	<p>○今年度私立高校2校で実施した「出前講座」を、来年度は対象校の枠を県立高校まで広げ、実施を検討する。            今年度同様、県議会議員と高校生との座談会等の実施を検討する。（再掲）</p>																				
<p>4 新たな機能強化の取り組み            (1) 議会におけるITの活用の検討            ペーパーレス化を目的としたタブレット端末等を導入し、議長の下に設置したIT活用検討委員会において、議事運営におけるITの具体的な活用を検討する。</p>	<p>○IT活用検討委員会を設置（R3.4.19）            議会におけるIT活用について協議、検討（計7回開催）            ○タブレット端末の試行導入に向けた基本指針の策定（令和4年3月）            ○タブレット端末の導入（令和4年3月予定）            ○大会議室に資料説明用デジタルサイネージの導入（令和4年3月予定）</p>	<p>○IT活用検討委員会において、タブレット端末の試行導入に伴う課題を整理し、ICTを活用した議会運営等について引き続き検討            ○タブレット端末の本会議等での試行導入（令和4年6月定例会からを予定）            ○予算特別委員会でのデジタルサイネージの利用（令和4年6月定例会からを予定）            ○ペーパーレス化を通じて資料の印刷、編綴、配付業務の軽減を図る</p> <p>&lt;R4 予算案&gt;            ソフトウェア等の利用に要する経費 <u>約290万円</u></p>																				

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>(2) 危機管理対応</p> <p>令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき議場で行う避難誘導訓練等を実施するほか、備蓄の必要性などについて検討する。</p>	<p>○「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テストを実施（令和3年7月1日、7月5日及び7月15日）</p> <p>○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を実施（令和3年11月30日） （実施後、アンケート調査を実施）</p>	<p>○危機管理対応として「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テスト及び避難訓練の継続的な実施</p>
<p>(3) 仕事と介護、育児との両立・推進</p> <p>仕事と介護や育児との両立を推進するため、議会におけるITの活用の検討に併せ、将来的なオンライン委員会の実施を可能とした場合の対応等について研究する。</p>	<p>○(1)議会におけるITの活用において、オンライン委員会の開催についても研究中</p>	<p>○(1)議会におけるITの活用の中で引き続き検討（将来的なオンライン委員会の実施を可能とした場合への対応等）</p> <p>※資料の配付、通信障害対応、委員会の公開への対応、出席とする際の費用弁償の取扱い等</p>
<p>5 その他</p> <p>要綱に基づく委員会、協議会であって、類似する委員会等があるもの、開催実績の少ないものについては、再編・集約や発展的解消も視野に入れて検討する。</p>	<p>○提出予定議案協議会のあり方について各会派に対し意見を聴取し協議、検討中</p> <p>○委員会へのマイボトル持込み、鉛筆等の机上配付取りやめの試行的実施（事務局による水の配置を廃止し、議会運営の効率化を図る）</p> <p>○意見書の審議について、議会運営の効率化や傍聴者等へのわかりやすい議会運営について協議、検討中</p> <p>○議案書及び議事録（議事録検索システム掲載までの速報版）を議会ホームページへ掲載（県民の利便性の向上を図る）</p>	<p>○委員会へのマイボトル持込み等の本格実施（正副委員長会議において決定）</p> <p>○議案書及び議事録の電子媒体による配付</p>